

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月 3日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	換気空調系(A系)試料採取ラック試料採取ポンプにおいて、ポンプ軸受部より潤滑油の滲みが認められたため、当該ポンプを点検・修理。なお、ポンプを停止し、油の拭き取りを実施。	GⅢ	
2	3号機	エリア放射線モニター(No. 3)「燃料プール区域A」、(No. 4)「燃料プール区域B」、(No. 6)「原子炉区域B」、(No. 30)「タービンフロア北側区域」において、下限警報の頻発が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。	GⅢ	
3	その他	一次水処理設備再生水ポンプ(A)において、停止中にもかかわらず「過負荷トリップ」警報の発生が認められたため、原因調査。	GⅢ	